

建設資料  
二 號  
大東亞建設の基本要綱  
名古屋商工会議所編



0009847-000

302-N27ウ

大東亞建設の基本要綱

名古屋商工会議所

昭和17

ABJ



大東亞建設資料第二號

昭和十七年七月

大東亞建設の基本要綱

名古屋商工會議所



302  
N27



目次

一、大東亞建設審議會の設置とその経過について……………一頁

一、大東亞建設審議會に於ける諮問事項、審議部會及之が答申月日一覽……………三

一、大東亞建設の基本理念の要旨……………三

一、大東亞建設に處する文教政策……………四

一、大東亞建設に伴ふ人口政策……………四

一、大東亞經濟建設の基本方針……………六

一、大東亞の鑛業工業及電力に關する方針の概要……………七

一、大東亞の農林業水産業及家畜産業に關する方針の概要……………七

一、大東亞の金融財政及び交易に關する方針の概要……………七

一、大東亞交通に關する方針の概要……………二〇

一、大東亞經濟建設方針により決定された大東亞の産業立地……………三三

附

一、大東亞建設審議會要綱……………三四

一、大東亞建設審議會委員、専門委員、幹事及幹事補佐氏名……………三六







### 大東亞建設審議會の設置とその經過について

大東亞の建設並にその經濟建設の基本方針に付きては過ぐる第七十九議會に於て政府の闡明せる所であつたが、皇軍の驚異的進展に伴ひ政府に於てはこの大方針の企劃並に運営に萬全を期するため内閣に大東亞建設審議會なる中樞機關を設置し、民間智能を總動員し參刺せしめ軍事外交を除く大東亞建設に關する重要事項を諮問に應じ審議又は建議せしめ、國家總力發揮の完璧を期することとなり、去る二月十四日之が設置要綱を決定、東條首相を總裁に、鈴木企畫院總裁を幹事長とし委員には各方面の權威三十七名を任命した。

その第一回の總會は二月二十七日開かれ、内閣總理大臣より大東亞建設に關する基礎要件、文教政策、人口政策、經濟建設基本方針の四項目に付て諮問があつた。

これより第一乃至第四部會が設けられ五月四日の第二回總會に於て第一部會（基礎要件）第四部會（經濟建設）基本方針の答申が、五月二十一日の第三回總會に於いて第二部會（文教政策）第三部會（人口政策）の答申が各々可決され總體的な方針は一應明示されたのである。

次いで共榮圈建設の核心たる經濟建設に關し第二回總會に於いて決定された經濟基本方針に基づいて鑛工業及び電力建設方針、農林水畜産業方針、金融、財政及び交易基本方針、交通基本政策に分けて諮問が發せられ右の順に第五乃至第八部會が設けられ第六、第八兩部會の答申は七月一日の第四回總會に於いて、第五、第七兩部會の答申は同月二十三日の第五回總會に於いてそれ々々可決され、こゝに八答申が一應出揃ひ大東亞建設審議會の使命は達成され、共榮圈確



立に對應する我帝國の大政策は確立闡明されたのである。



曩に名古屋商工會議所並に名古屋貿易協會に於いては「第七十九回帝國議會に於て闡明された大東亞建設南方經濟建設方針」を収録し御參考に供したる次第なるも引續本書を編纂し「大東亞建設資料第二號」として御參考に供す。

### 大東亞建設審議會に於ける

#### 諮問事項、審議會及び之が答申月日一覽

一、大東亞建設の基本方針(理念)	第一部會	五月四日
一、大東亞建設に處する文教政策	第二部會	五月二十一日
一、大東亞建設に伴ふ人口政策	第三部會	五月二十一日
一、大東亞經濟建設の基本方針	第四部會	五月四日
一、大東亞の鑛業工業及電力に關する方針	第五部會	七月二十三日
一、大東亞の農業林業水産業及牧畜産業に關する方針	第六部會	七月一日
一、大東亞の金融財政及交易に關する方針	第七部會	七月二十三日
一、大東亞交通に關する方針	第八部會	七月一日

#### (一) 一般方針

##### 一、大東亞建設の基本理念の要旨 (五月四日決定、第一部會)

大東亞建設の基本理念は我が國體の本義に淵源し、八紘一宇の大義を普く大東亞に具現するにあり。これがため國および各住民をしてその分の應じ、各のそのところを得せしめ、道義に立脚せる新秩序を確立するをもつて要とす。



二、大東亞建設に處する文教政策（五月二十一日決定、第二部會）  
 三、大東亞建設に伴ふ人口政策（五月二十一日決定、第三部會）

右二答申案を要約すれば

- 一、皇國民教育の鍊成方策については國體の本義に則り、教育に關する勅語を奉戴し、大東亞建設の道義的使命を體得せしめ、大東亞における指導的國民の資質を鍊成するを根本義とし
- 二、人口政策の基本方針は大東亞建設を推進するため皇國民の躍進的増強を圖るなど國防産業人口政策の各般の國策の綜合的要請の上に基き一貫せる施策の樹立に重點が置かれてゐる。

右に關し幹事長鈴木企畫院總裁は左の如く談話を發表した。

鈴木幹事長談

本日の大東亞建設審議會第三回總會において大東亞建設に處する文教政策および大東亞建設に伴ふ人口政策などの答申案がそれぞれ決定された。大東亞戦争を戦ひ抜き肇國の大義を宇内に宣揚し、道義にもとづく大東亞の新秩序を建設して世界新秩序の確立に寄與せんがためにはこれが中核をなす皇國民がその眞姿を顯現することと、皇國民の人口が極めて大なる數を保つことが根本的要求であることは改めて申すまでもないところであるが、第二部會および第三部會は右に關する方策を主とし審議したものである。本日まで第二部會、第三部會とも五回にわたり會議を開き、ほかに第二部會および第三部會の合同部會を一回開催し慎重審議の結果纏つた答申案が本日の總會で決定された次第である。なほ本日決定をみた答申の要旨は次の通りである。即ち皇國民の教育鍊成方策等に就ては國體の本義に則り教育に關する

勅語を奉戴し、大東亞建設の道義的使命を體得せしめ大東亞に於ける指導的國民たるの資質を鍊成するを以て根本義とし

一、文武一如の精神を基として剛健なる心身の鍊成と高邁なる識見の養成とに努め、知行合一もつて雄渾なる氣宇と強靱なる實踐力とを養ひ、悠久なる民族發展を圖る。

二、教育は原則として國家自らこれを運営すべき體制を整備し、以つて大東亞建設の經綸を具現すべき人材の育成に努む。

三、國防産業、人口政策等各般の國策の綜合的要請に基づき一貫せる教育の國家計畫を樹立し學校、家庭及び社會を一體として皇國民の鍊成を行ふ教育體制を確立す。

四、學術を振興し、創造的智能の啓培に努め、科學、技術は固より廣く政治、經濟、文化にわたり不斷の創造進展を計る。

五、師道昂揚を圖ると共に教育者尊重の方途を講ずるを基本方針とし、

これに則り歴史教育の刷新、敬神崇祖の實踐、眞の日本諸學にもとづく大學の改革、勤勞青年教育の充實ならびに母性教育の徹底に重點をおく教育内容の刷新を計り、國家の必要とする人材の養成計畫の設定、國土計畫の見地よりする學校の地方分散、修學年限の短縮、大學院の整備擴充、私立學校教育の改善など教育制度の刷新を期し、その他軍教一致の徹底、教育者の養成、再教育及び優遇、國家的育英制度、家庭教育及び社會教育の振興、大東亞各地域に進出する人材の教育施設の整備擴充、大東亞研究調査機關の整備ならびに思想、學術、藝術、宗教等に關する方策



を決定した。また南方占領地の諸民族に対する文教政策については八紘爲宇の大義に則り、諸民族をして各その分に應じその處を得しむるをもつて本旨とし、それぞれ教育、言語、宗教、文化および留日學生に對する方策を確立した。つぎに大東亞建設に伴ふ人口政策などについてはその基本方針として大東亞建設を推進するため皇國民の團進的増強をはかるとともに大東亞におけるその配置を適正ならしめ、大東亞諸民族と協力し相互の結束を強固不動たらしめることを確立し、これに則り皇國民の増強については既定の人口政策確立要綱に掲げられたる諸方策を全面的に、かつ強力に實施するにあるも、なかんづく農業人口の一定割合の確保、大都市の疎開、勤勞體制の刷新、結婚および出生の奨励、生活必需品の生産および配給の改善、結核の豫防撲滅、母性および乳幼児の保護に重點をおくこととし、つぎに皇國民の配置については皇國民の健全なる増強に適する地域と、共榮の實をあげるため必要なる皇國民を配置すべき地域とに區分し、進出者に對しては必要なる鍊成を加ふるとともにこれが進出の時期、地域などを計畫的に行ふこと。現地在住者に對しては保健衛生施設、子弟の養護、教育など必要なる措置を講ずること。また定住者には配偶者を同伴せしむることなどに關する方策を決定した。要するに皇國民はそのいづれの地域にあるといかなる職能に従事するにかかはらずその數と資質との増加向上を期し得るがごとく他の諸方策と關聯し綜合的方策を確立したものである。

### (三) 經濟方策

- 一、大東亞經濟建設基本方策（五月四日決定、第四部會）
- 二、大東亞經濟建設の目的は八紘一字の大義に則り義道に基く大東亞の經濟新秩序を建設し、併せて新世界經濟の建設

に寄與するにあり、これがため大東亞の綜合經濟力を發揮し大東亞防衛に必要な自守的國防經濟を完成し、而して當面の施策は大東亞戰爭遂行力の急速なる増強に結集し併せて恒久的東亞建設の基礎確立に資す。

二、大東亞の各國は互ひに相協力し各そのところを得るとともに各地域の人力および資源の特性を發揮し、大東亞全體の經濟力を綜合的に充實す。各地域における經濟施策の實行は、その實情に應じ、然も戰局の進展に稽へ緩急よろしきをはかるものとす。

三、皇國の大東亞經濟建設を推進するため益々國民の國體觀念を叫徴にし強健なる精神、雄渾なる氣宇を鍊成するとともに、これに立脚する國內體制の刷新をはかり且つ科學技術の劃期的振興をはかる。

四、大東亞の各住民は大東亞建設の成否が大東亞全體の運命に關するものなることを自覺し、共苦倍樂各その分に應じ協力す。

### 大東亞の鑛業工業及電力に關する方策の概要（七月二十三日決定、第五部會）

#### 第一 方針

大東亞の鑛業、工業及び電力の建設は「大東亞經濟建設基本方策」に則り大東亞全般の經濟力を綜合的に發揮し以て大東亞防衛に必要な自主的國防生産力を完成し併せて新世界經濟に對する大東亞の價値を確立するにあり。而して當面の施策は大東亞戰爭遂行の急速なる増強に重點を置くこと。

#### 第二 建設遂行方策



- 一、建設は期間計畫に依ることとし、第一期においては戦争力の増強、國民生活の確保及將來における産業發展の基礎確立を圖るを主眼とし、鐵鋼、石炭、石油その他の液體燃料、銅、アルミニウム、航空機、船舶、肥料、電力の開發建設に重點を置くこと。第二期においては重要國防産業の生産力を飛躍的に擴充し大東亞民生の暢達をはかることを主眼とし大東亞産業の綜合的建設を概成すること。建設實施に當りては諸建設上跛行隘路を生ぜざるよう特に留意すること。
- 二、産業建設に當りては各地域の統治乃至指導方針に準據し且つ經濟の發展段階、民度、産業の種別等に應じそれぞれ必要適切なる方策を採用すること。
- 三、産業建設を強力に圈内各地域に展開推進するためまづ中核たる皇國において産業の綜合的再編成並にこれが徹底的合理化を行ふこと。
- 四、國防産業、基礎産業、電力事業等戦争遂行力の増強確保に特に必要なる産業については大東亞全地域を通じ其有機的連繫を強化するため、皇國においてその建設運営を指導統轄すること。民生産業その他の産業については經營の自主性の保持に努むるとともに、企業者をして國家の要請に應じ、相互開發計畫の實施につき各責任を分擔せしめるが如き方策を採用すること。
- 五、産業建設の綜合一貫性を保持し且つこれが計畫的遂行を確保するため逐次各地域の實情に即し産業別統制機構を整備強化しなほ統制會の機能を充實強化すること。
- 六、高級技術要員の充足を圖る爲その劃期的擴充を行ふと共に、工業勞務者就中青少年勞務者の資質を増強する如く

勞務管理の徹底的刷新をはかること。現地開發に所要の技術要員及び勞務者は原則として現地住民を鍊成してその活用を努むること。

七、大東亞産業の綜合設計書の遂行を確保促進するため、行政の整備刷新を行ふこと。

八、大東亞資源の世界的地位を明確にし大東亞永遠の資源確保をはかるとともに新世界經濟に對する大東亞の優位を確立するため圈内資源の徹底的調査を行ふとともに國防物資の組織的貯藏をはかり併せて獨占資源の新用途の開拓及び新規處理に關する科學的試驗研究を綜合系統的に實施すること。

### 第三 各地域建設の指標

一、皇國においては特に精密工業、機械工業、兵器工業等の高度工業に重點を置き、その飛躍的擴充を圖ると共に適地適業に依りその他の重工業、化學工業及び鑛業の振興に努め、且之が動力たる電力の擴充を圖ること。

二、滿洲國においては鑛業、電力の開發擴充並に製鐵事業及び化學工業の劃期的振興に努め、機械工業等は國防上の要請その他必要に應じ之を興すこと。

輕工業は國內の需要に應じ之を興すこと。

三、支那に於ては鑛業、製鹽業の振興を圖り殊に北支に於ては治水發電を圖ると共に石炭、電力等に依存する製鐵事業化學工業等の劃期的振興を期すること。

輕工業は皇國産業の發展段階に照應しつゝ相互の調整を圖り逐次その發展を圖ること。

南方に於ては差當り鑛業並に石油事業の振興にその重點を置くと共に各種特産物の加工處理に關する工業を興し、且



逐次水力発電の開発に伴ひアルミニウム工業の擴充を期すること。  
輕工業は既存のものを整備するの外資源賦存の状況に依り逐次その發展を期すること。

#### 第四 主要産業の建設要領

- 一、製鐵事業は製鐵原料、特に石炭および鐵鑛石の賦存状況に應じ新規擴充の重點を滿洲および北支におき逐次中支および南方の建設を策し、皇國においては既定計畫の遂行を促進す。  
なほ各地域の原料その他の特性に照應し各種の特殊製鐵事業の躍進をはかること。
- 二、石炭鑛業は資源賦存の状況により、且他の諸建設に對應せしめ主として北支、滿洲等において劃期的開發を行ふとともに南方においては所要の他地域への供出を確保するのほか現地自給を主眼として之れが開發をなすこと。  
原料炭、發生爐用炭などの特殊炭については各地域を通じ重點的に開發増産を行ふとともにその消費の適正化をはかること。
- 三、天然石油の開發は南方にその主力を傾注するとともに日本内地などの油田開發につとむること。  
人造石油事業は滿洲、樺太、北海道及北支に重點をおき、その急速なる整備擴充を期し尙動植物油脂資源を原料とする液體燃料の製造事業の劃期的擴充をはかること。
- 四、アルミニウム工業はその原料賦存状況にかんがみ差當り朝鮮、滿洲においてこれが擴充を行ふとともに北支においても逐次これが確立を期すること。なほ南方における電力開發を行ひこれが劃期的擴充をはかること。  
マグネシウム製造事業は主として朝鮮、滿洲などにおけるマグネサイト鑛を原料としその擴充をはかること。

- 五、非鐵金屬および非金屬工業は差當り大東亞各地域の既開發鑛山の重點的増産に主力を注ぐとともに未開發資源の調査、就中不足を豫想せらるべき鑛産資源の探求を急速かつ重點的に實施すること。  
なほ鑛業技術の向上を促進し、特に低品位鑛の處理方法につき急速なる技術の發達を期すること。  
非鐵金屬の精鍊は原則として皇國においては現有設備の最高度活用をはかり、新規増設は可及的現地においてこれを行ふとともに必要に應じ内地現有設備の現地移轉をも考慮すること。
- 六、機械工業は國內各種建設の飛躍的展開に即應するため素材の品質の改善向上を圖るとともに特に技術の向上、規格の統一、機械工業の専門化、下請工場の整備、發注の統制を行ひ、機械工作力の急速なる劃期的増強をはかること。
- 七、石炭、電力、無機原料およびゴム、その他の有機原料などの活用をはかるとともに軍需素材、高級燃料、肥料、衣料醫藥品などの需要増大に對應し化學工業の飛躍的擴充發展を期すること。  
セメント工業は諸建設の所要に應じ可及的現地においてこれが先行開發につとむること。
- 八、纖維工業は國內適地において原料資源の自給自足を確保するとともに皇國においては化學纖維工業の躍進を圖り、その他の纖維工業は概ね軍需充足、民需自給、高級品の技術確保の範圍にとどめ諸般の情勢に對應し逐次これを國內他地域へ計画的に移駐すること。
- 九、電力の開發は國防計畫、産業開發計畫に即應せしめ水力發電を主として綜合的且計画的に諸建設に先行してこれを實施し特に工事に着手せる施設の完成に差當り主力を注ぐこと。  
尙南方および北支の水力開發についても速かにこれが企業的實査を進めその建設に着手すること。



火力発電は石炭地帯においては粗悪炭の有効利用ならびに重要地帯における電力需給の調節上特に必要とするものの開發を主とすること。皇國を中心として大東亞における電力施策を統整し技術及び器材の交流、方式の統一及機器の標準化を促進すること。

### 大東亞の農業林業水産業及び畜産業に関する方策の概要（七月一日決定、第六部會）

#### 第一方針

大東亞の農、林、水、畜産業建設の基調は大東亞經濟建設基本方策に則り八紘爲宇の大義を普く圈内各地域の農村に顯現し、必要なる農、林、水、畜産物の生産を増強して大東亞の自主的國防經濟を確立し、且つ特産資源を活用して大東亞の世界經濟に對する優位を確保することとし、これがため

- 一、皇國發展の源泉たる農村の維持育成に努め、以て剛健、雄渾なる精神の發揚を期するとともに、圈内各地域の農民をして各々その生業に安んぜしめ、大東亞諸民族結合の強化に資せしむること。
- 二、皇國における農業、林業、水産業及び畜産業の劃期的發展を圖るとともに各地域の資源の特性を發揮せしめ、もつて大東亞の綜合經濟力を充實すること。
- 三、皇國の必要とする主要食糧については日滿を通ずる自給力の充實確保を圖ること。
- 四、南方現住農民指導に當りては勤勞精神を作興し、漸次農業經營の改善をはかることとするも、差當り住民在來の慣行に急激なる變化を與へざることを主眼とし、技術及び經濟兩面にわたる各般の施策は各地域の實情、特にその民族

に應じ緩急宜しきを得しむること。

#### 第二要領

- 一、主要食糧對策は大東亞を通ずる自給確保を圖ることを根本とするも、皇國の必要とする主要食糧については、日滿を通ずる自給力の充實確保を圖ることを根幹とし、南方における生産を補填食糧として確保すること。なほ主要食糧對策は平、戰兩時における供給を確保するため相當數量の貯藏を行ふとともに皇國を中心とする強力なる交流機構を樹立し圈内各地域を通ずる供給の圓滑を期すること。
- 二、大東亞の林業は皇國を核心として氣候、風土、地貌などを勘案せる綜合立地的計畫をなし、森林經營の適切なる實施をはかるとともに差當り軍事及び生産力擴充上必要な資材の供給を確保するため南方森林資源の統制ある急速且つ高率の開發培養をはかること。
- 三、大東亞の水産業は内外地を通ずる綜合的計畫の下に皇國水産業體制の整備強化に努め、大東亞水産業の指導的體制を確立するとともに各地域の特性に應じ水産業の指導開發に努め水産物の供給確保を期し冷蔵、冷凍、加工などの施設を整備し以て大東亞水産業の綜合的發展を圖り、併せて大東亞を中心とする水産圈の擴張に資すること。
- 四、大東亞の畜産業は皇國を核心とし各地域の特性に應じ畜産資源の積極的培養に努め大東亞における畜産食糧の供給確保を圖るとともに羊毛、毛皮、皮革などの生産擴充を行ひ、特に皇國においては農畜一體の經營による農業の確立を期すること。
- 五、大東亞の纖維資源は圈内を通じて供給確保を圖るため棉花、麻類、蠶糸類、羊毛、パルプなど各種資源を各地域の



特性に應じ総合的に開發利用すること。

六、砂糖、ゴム、植物油および油脂原料、茶、規那、マニラ麻、チークその他の特用林産物、葉煙草、香辛原料などは大東亞の特産資源なるをもつて需給の實情に照應しこれが総合的開發培養を圖ると共に科學的利用等の方途を講じ、もつて世界經濟に對し將來に亘る大東亞の優位を確保すること。

七、國內各地域に對する食糧その他の農林物資の圓滑なる供給の確保を圖ることを目途としてその需給調整に關する基本計畫を決定するとともに強力なる交流機構を樹立すること。

八、大東亞建設に伴ふ人口政策に於て決定せる皇國民人口の四割をわが民族培養の源泉たる農業に確保する既定方針に則り農民が矜持をもつて農業にその全力を注ぎ十分なる創意を發揮し得るが如き事業農家を育成保持し、大東亞建設を推進するに足る剛健なる精神、雄渾なる氣宇の培養、源泉たらしむるため各般の施策を講ずることとし、もつて皇國農業及農民の維持培養を圖ること。

九、大東亞における主要食糧等の生産計畫に即應し、肥料その他の資材の供給確保を圖り生産計畫の達成に遺憾なきを期すること。

十、大東亞の各地域にわたり資源、土地、氣象および農村實態等各般の事項に關し徹底的調査研究をなし、且可及的速かに調査研究指導機關を整備強化すると共に技術その他各般の指導者の養成充實を圖ること。なほ速かに各地域に現存する調査研究機關に優秀なる指導者等を派遣するとともに努めて現地在住の研究者を活用し、かつ現存資料の散逸を防止しこれが総合的活用を圖ること。

### 大東亞の金融、財政及交易に關する方策の概要 (七月二十三日決定、第七部會)

#### 第一方針

大東亞の金融、財政及交易の基本方策は八紘爲宇の大義に則り大東亞建設のため皇國を核心とし大東亞の財政經濟の一切の機能を暢達し、もつて大東亞の総合的國防經濟力を確立、發展するにあるものとし、これがため

一、國內各地域各住民は大東亞の建設が國內各地域各住民の一元普遍的共同目的なるの大義に徹し共苦僭樂各その分に應じて協力すべきこと。

二、皇國は大東亞の核心たるの地位にもとづき一切の施策につき、最も力を用ふべきはもとよりなるとともに國內各地域は右に對し財政、經濟の一切の部面にわたり協力的態勢を基調として、應能協力および負擔の原則を具現するものとし、皇國と國內各地域との結合關係については右の理念にもとづきこれを律すること。

三、本方針の具現にあたりては國內各地域の政治、經濟、社會など各般の事情に應じ劃一に律せざるはもとより事態の推移發展に即應し段階的に措置すること。

#### 第二方針

##### 一、方針

(一) 大東亞の綜合國防經濟力の確立、發展を圖るため、大東亞の實力の総合的且効率的なる活用をはかること。

(二) 皇國を核心とする大東亞金融圖を設定し大東亞全域の金融的結合關係を確固且有機のならしむること。



(三) 皇國と圈内各地域との金融的結合關係に關しては單なる決済力、資金力を根底とする舊來の觀念を打破しこれが決済關係につき新たな構想をもつてこれが調整を圖るとともに圏外に對する金融的結合關係に關しては皇國を核心としこれを統制すること。

(四) 圈内各地域においては総合的に資金の蓄積増強を圖るとともに地域内の産業開發、民生安定などのためそれぞれ實情に應じたる金融施策を講ずること。

### 二、要領

(一) 圈内各地域に夫々統治形態並に政治經濟の實情に即し適當なる區劃により發券銀行制度並に通貨制度を確立し圈内各地域發券銀行の發行する銀行券を以て當該地域に於る唯一の法貨としその價值基準を日本圓におくこと。

(二) 圈内各地域の通貨の日本圓に對する換算率は大東亞の物資勞力等の総合的計畫が効率的に完遂せられ得ること、公正にこれを定むるとともに能ふかぎりこれが堅持を期するものとする。

(三) 圈内各地域相互間の決済並に圈内各地域の圏外に對する決済は原則として日本圓に依るものとし、かつ綜合決済の方策を講ずること。

(四) 大東亞全域の圏外に對する交易及交易外を通ずる收支の基本計畫並に之に照應する圈内各地域相互間及び圈内各地域の圏外に對する收支計畫を設定し、これが實施の爲皇國指導の下に爲替管理を行ふこと。これと共に圈内各地域は皇國の大綱的指導の下に實情に應じ資金調整等所要の統制を實施すると共に圈内各地域は努めて資金の蓄積を増強しその自給につとむること。

(五) 圈内各地域の通貨價值については國防經濟力の増強に支障をきたさしめざる配意の下に之が維持安定を圖ると共に圈内各地域の物價に關しては大東亞を通ずる生産の増強、物資の交流、勞務の調達を圓滑ならしめ、且大東亞經濟建設に關する各地域の負擔を公正ならしむるものとし、之が統制については各地域の實情、民度に應ぜしむること。

(六) 圈内各地域においては産業その他經濟の實情に應じ皇國側金融機關の統制的進出に照應し、その金融機構を整備すること。

(七) 華僑銀行、地場銀行等についてはその敵性なく、且資産内容良好なるものに限り皇國指導の下に原則として地域内の地場金融にあらしむること。

(八) 圏外より圈内に對する投資、圈内より圏外に對する投資及び圈内各地域間の投資は皇國指導の下に之を統制すること。

## 第三 財政

### 一、方針

(一) 皇國を核心とする大東亞の綜合國防經濟力の確立發展を圖るため圈内各地域の財政能力に着眼し大東亞に於ける財政機能の総合的且効率的なる調整及び活用をはかること。

(二) これがため圈内各地域をして應能協力の原則に則り努めて財政の自立を圖らしむると共に皇國を核心として圈内各地域の協力的態勢を基調とする大東亞の総合的なる財政調整措置を講ずること。



## 二、要領

一八

- (一) 國內各地域の歳出については大東亞の総合的國防力及び經濟力の確立、發展のための施策に重點を置くと共に併せて民生の安定向上を図ること。
- (二) 國內各地域の歳入については各地域を通じ公正なる基準のもとに能ふかぎり簡素なる制度により特に各地域の實情、民度等を勘案し税種の選擇などにつき考慮を加ふると共に各地域劃一に失せざるよう配慮すること。
- (三) 國內各地域に於ける公債の發行に關しては金融施策と照應して総合的計畫に基づき統制を行ひ各地域の實情に即し適當なる方法に依り財政需要資金の確保をはかること。
- (四) 歳入の活用をはかること。

## 第三 交易

### 一、方針

- (一) 大東亞の物資交易は大東亞自給自足體制を確立し大東亞全域を通ずる國防力の増強、國內諸地域の開發促進、民生の安定を図ることを目的とする。
- (二) これがため皇國を核心とし國內各地域に亘り恒久的なる産業建設計畫と照應し物資交易に關する総合的基本計畫を設定し、これが實施を確保するため高度の計畫交易を行ふこと。
- (三) 計畫交易の實施は皇國の指導乃至把握の下に之が迅速且適正なる遂行を期すること。

### 二、要領

- (一) 國內交易計畫は國內各地域の供給力と各地域の國防産業及び國民生活上の綜合需要とを較量し各地域の綜合効率的なる供給力の確保を目的としてこれを策定すること。
- (二) 國內交易計畫は大東亞の産業建設計畫に照應し國內各地域の皇國に對する重要物資の供出と皇國の國內各地域に對する開發資材の供給とを第一義とし消費物資については國內各地域の自給並びに各地域相互の交流につとめつつ皇國指導の下に皇國と各地域との相互依存度を深厚ならしむることこれを策定すること。
- (三) 國外に對する交易計畫については國內の綜合國防經濟力の増強を基調とし國外に對し計畫的に接觸することを目的としてこれを策定し、なほ友邦との經濟協力をはかること。
- (四) 皇國に關する交易については大東亞全域を通ずる交易の樞軸として計畫交易の迅速、的確且強力なる遂行を期し、尙國內各地域相互間の交易についても計畫的に之を行ふこと。
- (五) 國內における交易については爲替政策等の運用と相俟ち皇國において交易物資の價格の相違を一元的に調整し以つて計畫交易の遂行に遺憾なからしめ他面國內における物價政策の運用に資すること。
- (六) 叙上の實施を確保するため皇國の指導乃至把握の下に國內各地域においては輸出入の統制を行ふこと。
- (七) 大東亞の交易機構については皇國における交易機構との有機的關係を保持するがごとく之を定むること。
- (八) 國內各地域における通貨並に配給については皇國側業者は之を要所に組織的に配置すること。
- (九) 皇國と國內各地域間及び國內各地域相互間の關稅については財政的見地等のほか國內における物價その他の狀況を勘案し計畫交易の遂行を便ならしむる如く調節するものとし國內各地域と國外との間の關稅については皇國指



案の下にこれを統制すること。

### 大東亞交通に関する方針の概要（七月一日決定、第八部會）

#### 第一方針

大東亞交通基本政策は大陸と海洋と島嶼により構成せらるる大東亞圏を開拓し皇國を核心としてこれが有機的結合を圖り國防力を充實すると共に、物資の交流を確保し産業の建設を促進せしめ、以つて大東亞戦争を完遂し、大東亞の根基を強化し、進んで世界新秩序建設に於ける皇國の主動的地位を確立するを主眼とすることとし、これがため

- 一、交通に関する施策は大東亞國土計畫の見地に立ち総合的に之を實施すること。
- 二、交通施設は戦力への轉換を考慮すると共に國防力の充實並に物資の交流を確保し得る如く諸般の施策に先行して之を整備すること。

- 三、交通各部門の機能特性に應じ之が総合能率を最高度に發揮せしむる如く輸送の計畫化を圖ること。
- 四、交通要員は之を計畫的に養成増強し必要なる豫備員を保有すること。航空、海洋、自動車、通信等の分野に於いては青少年を錬成し、戦時要員確保の基底を擴大すること。
- 五、輸送の合理化を圖り輸送能率の向上を期し得る如く産業の配分につき考慮すること。
- 六、大東亞における交通體制確立のため交通に関する行政機構を整備強化し、且つ交通に関する綜合調査研究機關を設けること。

#### 第二要綱

- 一、日本海、東支那海、南支那海等の領域においては之を大東亞の内海たらしめ、以つて皇國を核心とする日滿支の結合を強化すると共に南方諸地域においては海陸空にわたり必要なる施設を整備すること。
- 二、大陸圏に於いては大陸面に對する國防上の要請たる重要基礎産業の建設並に基礎資源の開発交流を確保し、更にこれを國外連絡開拓の基地たらしむること。
- 三、南方その他の海洋諸地域に於いては海洋面に對する國防上の要請に即せしむるのほか各種重要資源の開発交流を確保し、進んで之を世界に對する交通力發展の前進基地たらしむること。
- 四、交通各部門の施設を整備擴充すると共に相互間の有機的連絡を圖り、総合能率の發揮を期すること。
- 五、海運については航路の整備擴充、船腹の飛躍的増強、南方諸地域に於ける造船所、船舶修理施設等の急速復舊、航路確保その他航路保全に必要な施設及び通信網の整備、船員の計畫的養成、青少年に對する海洋訓練の徹底等を圖ること。
- 六、港湾については重點的且つ総合的にこれを整備擴充し、埠頭施設の改良並に埠頭倉庫及び野等の運営の合理化等を圖ること。
- 七、河川及び運河については國防産業計畫に對應し水運、利水及び治水に關する整備を総合的に實施すること。
- 八、鐵道については南北縱貫鐵道、その他の重要幹線、特に國防上並に生産力擴充上必要なる線路を速かに増強すると共に機車車輛の生産力を擴充して、主として機關車及び貨車を増備し且つ鐵道要員を計畫的に養成すること。



九、自動車については國防上の要請に即應し、特に貨物自動車の生産力及び保有量の飛躍的増大を圖ること。自動車工業に關する技術の劃期的向上、規格の統一、自動車燃料政策の確立、青少年に對する國防機械化の訓練の強化等を圖ること。

十、道路については自動車の高度發達の基底を確保するため道路網、特に重量自動車の高速度交通に適する道路の整備擴充を圖ると共に之がため必要なる體勢を整備すること。

十一、航空については皇國を核心とする滿支および南方諸地域に對する主要幹線航空路を急速に整備し且つ適切なる空路の運營方式を定め飛行場、氣象、通信等の施設の整備、航空機工業及び航空研究機關の擴充、航空要員の養成等を圖る事。

十二、通信については皇國を核心として皇國と國內各地域並に國內各地域相互間を綜合する大東亞幹線通信路を綜合的に整備すると共に國外通信網の擴大を圖ること、これがため通信事業體勢の整備、電波の統制、通信機器工業及び通信研究機關の擴充、通信要員の確保を圖ること。

十三、放發及び氣象に關する施設を整備擴充すること。

**大東亞經濟建設方策により決定された大東亞産業立地**

日本—精密工業、機械工業、兵器工業に重點、その他の重工業、化學工業、鑛業、電力業の振興擴充、朝鮮ではアルミ工業を擴充

- ◇滿洲國—鑛業(石炭業)、電力業、製鐵業、化學工業(人造石油、アルミ工業)の振興擴充、機械工業等も必要に應ず
- ◇支那—鑛業(石炭業)、製鹽業、輕工業に重點、北支では電力業、製鐵業、化學工業(人造石油業、アルミ工業)を振興、中支の製鐵業も逐次考慮
- ◇南方—鑛業、石油業に重點、電力業、アルミ工業、特産加工工業を振興、輕工業の發展も考慮



# 大東亞建設審議會要綱

(昭和十七年二月二十日  
勅令第九十五號)

二四

## 第一方針

大東亞建設ニ關スル綜合的企畫並ニ之ガ遂行ニ關スル國家總力發揮ノ完璧ヲ期センガ爲左記要領ニヨリ大東亞建設審議會ヲ設置ス。

## 第二要領

- (一) 大東亞建設審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ東亞建設ニ關スル重要事項(軍政及外交ニ關スルモノヲ除ク)ニ付キソノ諮問ニ應ジテ調査審議シ及之ニ建議ヲナスコト。
- (二) 大東亞建設審議會ハ總裁一人及委員四十名以内ヲ以テ之ヲ組織スルコト。(昭和十七年五月二十三日勅令第五百三十四號ヲ以テ「委員四十名以内」ヲ「委員五十名以内」ニ改正)
- (三) 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツルコト。  
委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命スルコト。  
國務大臣ハ隨時會議ニ出席シ意見ヲ開陳スルコト。
- (四) 委員ノ任期ハ二年トスルコト。但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲザルコト。
- (五) 特別ノ事項ヲ調査審議スルタメ必要アルトキハ專門委員ヲ置クコトヲ得ルコト。  
專門委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズルコト。

(六) 内閣總理大臣必要ト認ムルトキハ專門委員其他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ開陳セシムルコトヲ得ルコト。

(七) 總裁ハ會務ヲ總理スルコト。

總裁事務アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル國務大臣總裁ノ職務ヲ代理スルコト。

(八) 大東亞建設審議會ハ必要ニ應ジ之ヲ部會ニ分ツコトヲ得ルコト。

(九) 大東亞建設審議會ニ幹事長、幹事及幹事輔佐ヲ置クコト。

幹事長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツルコト。

幹事ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズルコト。

(十) 大東亞建設審議會ノ庶務ハ企畫院之ヲ掌ルコト。

幹事輔佐ハ前項ノ庶務ニ參與スルコト。

二五



大東亞建設審議會委員

(略敬稱)

貴族院議員	有田 八郎	大政翼贊會副總裁	陸軍中將	安藤紀三郎
滿洲重工業開發會社總裁	鮎川 義介	貴族院議員	安達 謙藏	(後解囑)
陸軍大將	井上幾太郎	貴族院議員	石渡莊太郎	
農業報國聯盟理事長	石黑 忠篤	鑛山統制會々々長男爵	伊藤 文吉	
橫濱正金銀行頭取	大谷 光瑞	產業統制會々々長子爵	大河內正敏	
貴族院議員	大久保利賢	日本郵船會社社長	大谷 登	
海軍大將	久原房之助	貴族院議員男爵	黑田 長和	
中支振興會社總裁	小林 躋造	貴族院議員伯爵	兒玉 秀雄	(後解囑)
衆議院議員	島田 俊雄	衆議院議員	櫻內 幸雄	
海軍大將	高橋 三吉	造船統制會會長	斯波孝四郎	
北支開發會社總裁	津島 壽一	日本新聞會會長	田中 都吉	
		紡績聯合會會長	津田 信吾	

貴族院議員	德富猪一郎	衆議院議員	中島知久平
日本貿易會會長	南鄉 三郎	帝國石油會社總裁	橋本圭三郎
鐵鋼統制會會長	平生 鈺三郎	產業設備營團總裁	藤原銀次郎
日本商工會議所會頭	藤山 愛一郎	貴族院議員侯爵	細川 護立
衆議院議員	町田 忠治	石炭統制會會長	松本健次郎
日本銀行總裁	結城 豐太郎	衆議院議員	前田 米藏
翼贊政治會總裁	陸軍大將 阿部 信行	滿鐵總裁	大村 卓一
大政翼贊會事務總長	後藤 文夫	貴族院議員	小原 直
衆議院議員	山崎 達之輔	工業組合中央會會長	伍堂 卓雄
帝國農會會長	酒井 忠正	貴族院議員	橫山 助成
衆議院議員	白鳥 敏夫	戰時金融金庫總裁	貴族院議員
			小倉 正恒



大東亞建設審議會專門委員

(略敬稱)

安藤廣太郎	池尾芳藏	大屋敦
岡田永太郎	大橋八郎	種田虎雄
川島三郎	久保田豐	釘木昌二
小林千太郎	郷古潔	五島慶太
佐々木謙一郎	佐藤應次郎	水津彌吉
高島菊次郎	田村敬三	田中完三
寺井久信	中川健藏	松江春次
三橋信三	向井忠晴	村上義一

大東亞建設審議會幹事

(略敬稱)

岩田喜雄	梶井剛	長崎英造
宮川竹馬	村上富士太郎	和田小六
幹事 輔佐	下山定則	

昭和十七年八月六日印刷  
昭和十七年八月十日發行

名古屋市中區大池町四丁目一番地

名古屋商工會議所

編輯人兼

奧野平

名古屋市中區千早町五丁目十六番地

印刷人

中尾五郎

名古屋市中區千早町五丁目十六番地

印刷所

(中愛6) 株式會社 一誠社

名古屋市中區大池町四丁目一番地

發行所 名古屋商工會議所



301

製本控	
783	年
301	月
號	日
煙草雜誌資料	
水25	
冊	





107





